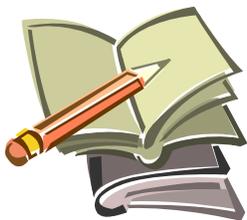


あきる野
9条の会
学習会

改憲手続き法案とその狙い



- 国民投票法は 憲法を変えるためのものなの？
- 20%の賛成で改憲されるって？
- 賛成派のCMがテレビを独占するって？
- 第9条2項の改訂で海外派兵？
- 今なぜ成立を急ぐの？



弁護士の四位さんがお話しします。みなさん ぜひご参加ください。

いつ 4月14日(土) 午後2:00～4:00

どこで あきる野市中央公民館 第7、6研修室

講師 弁護士 四位 直毅氏

プロフィール：憲法25条をめぐる人間裁判といわれた朝日訴訟、恵庭事件、家永教科書裁判、新横田基地騒音公害訴訟などの各弁護団に参加。自由法曹団事務局長などを歴任。現在全国革新懇代表世話人。1936年生まれ。

日本国憲法 第2章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



参加費

資料代 200円 主催

憲法9条で平和を守るあきる野9条の会

事務局：あきる野市二宮 1421-4
電話 558-7857 前田 [2007年3月]